

# 巻 頭 言

## 学部創設25周年に寄せて

コミュニティ福祉学会運営委員長  
コミュニティ福祉学部長

湯澤 直美

1998年にコミュニティ福祉学部が創設されてから、今年度で「25周年」を迎えました。昨年の巻頭言では「25年目」と書かせていただきましたが、周年で数えると、今年度が「25周年」にあたる記念すべき年となります。

そこで、はじめに、皆様に感謝の気持ちをお伝えさせていただきます。コミュニティ福祉学部に進学なさった在学生の皆様、卒業生の皆様。おひとりおひとりの人生にチャレンジする姿勢、社会への想いや未来への願い—学生の皆様との相互交流や学びあいのなかで、私たち教員はどれだけ次代への希望や生きる喜びを与えられてきたでしょうか。おひとりおひとりへの敬意とともに感謝の気持ちでいっぱいです。

学部運営に尽力してくださった多くの職員の皆様。学部開設から学科新設・学部再編に至るまで、様々な改革に対応して下さるとともに、微に入り細に入る日々の多くの業務に改めて感謝申し上げます。大学教育の土台、そして研究遂行の基盤を支えてくださる営為は、何よりもかけがえのないものです。さらに、キャンパスの安全や環境の維持に日々努めてくださっている警備や清掃、設備や食堂などの業務の従事者の皆様。日々途絶えることなく脈々と、キャンパスのために尽くして下さっている姿に、私自身、日々励まされてまいりました。気象変動のなかで、日々の業務のご苦労も多くなっていることと思います。改めて感謝申し上げます。

そして、教員の皆様。学生へのまなざし、教育・研究への姿勢など、お一人お一人の信念と熱意が交差するなかで、今日までの学部の発展が築かれてきました。いつの頃からか、職場という空間は、そこに集うひとりひとりの「かけがえのない人生」の「大切な時間」の集合体であると感じるようになりました。「有限ないのち」のなかで、「いま・ここで」、仕事という場を介して出逢うということが、どれほど意味のあることなのか、と。そのような出逢いへの感謝は尽きることがありません。日頃、なかなか相互に会話ができる時間も少ないなかではございますが、先生方の教育・研究から学ぶ機会を大切にしながら、切磋琢磨してまいりたいと思います。

さて、コミュニティ福祉学会「まなびあい」は、在学生、卒業生、教職員による自由な学びと交流の場として、学部の10周年記念事業として2007年に設立されました。年次大会開催と学会誌の発行、研究実践奨励賞の授与などの活動に取り組んでいます。この「まなびあい」の特徴は、学生と教職員が、共に創り上げる場であると

いう点にあります。「学会」という名称であることから、在学生や卒業生の皆様には、やや敷居が高く感じられるかもしれません。しかし、毎年の年次大会は、ホームカミングデーでもありますので、ホームに戻る気持ちでどうぞ気軽にご参加ください。また、毎年、大会に向けた企画運営の会議もしており、在学生・卒業生の声をもとにアイデアを一緒に練り上げています。「ずっと関わっていないけれど、久しぶりに参加してみよう」という方も大歓迎ですので、事務局にご連絡ください。

「まなびあい」という言葉を聞くと、私は第4回ユネスコ国際成人教育会議宣言として1985年に採択された「学習権」宣言を思い出します。この宣言の冒頭では、「学習権の承認は、人類にとって、いまやこれまで以上に、重要な要求になっている」として、次のように記されています。

学習権とは、「読み書きを学ぶ権利であり」「質問し、分析する権利であり」「想像し、創造する権利であり」「自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり」、「あらゆる教育の手だてを得る権利であり」「個人的・集団的力量を発達させる権利である」<sup>(1)</sup>

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、「教育への権利」という概念ではなく、「学習への権利」という概念を用いて、「学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段」であり、基本的な人権のひとつであると明快に示しています。そして、学習権について、上記のように幅広く、奥深く捉えているのです。この宣言は、あらゆる教育活動の中心に学習活動を位置づけ、「人間をできごとのなすがままに動かされる客体から、自分たち自身の歴史を創造する主体に変えるものである」とした点に特徴があります（藤田2001）。

かけがえのない「私」の人生をよりよく生きるために、かけがえのない「私たち」のいのちをともに尊びあうために、かけがえのない「地球」の平和を創造し続けるために、学習権が重要なのだと実感いたします。ともにこの時代を生き、この時代に出逢い、この時代を次代に繋いでいく、その営為にあって、在学生・卒業生・教職員は対等な同志であり協働しあえる仲間です。コミュニティ福祉学会「まなびあい」という有機的な繋がりを通して、ともに生きる道筋を見出していきたいと願っています。おひとりおひとりの声を、聴かせてください。

## 注

(1) 学習権宣言については、藤田秀雄改訳、国民教育研究所訳から引用した。

## 引用文献

藤田秀雄（2001）『ユネスコ学習権宣言と基本的人権』教育史料出版会

<https://call-jsl.jp/therighttolearn/>「識字・日本語センター」ホームページ（2023年8月31日最終閲覧）